

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	行政財産目的外使用料（その2）
業 務 概 要	—
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 秋田港湾事務所長 渡辺 淳一 秋田市土崎港西1-1-49
契 約 年 月 日	平成31年4月1日
契 約 業 者 名	秋田市
契 約 業 者 の 住 所	秋田市山王1-1-1
契 約 金 額	3,015,623 円(税込)
予 定 価 格	3,015,623 円(税込)
随意契約によることとした理由	<p>本契約は、秋田港で施工中の直轄工事の施工情報及び災害時の被災情報の入手を目的とした施工管理用カメラ設置のため秋田市所有ポートタワーのアンテナ支持塔及び無線機械室を使用するものである。</p> <p>施工管理用カメラの設置場所は、当該施設しかないため、会計法第29条の3第4項（契約の性質または目的が競争を許さない場合）により当該施設の所有者である秋田市と随意契約するものである。</p>
業 務 場 所	—
業 種 区 分	—
履 行 期 間 （ 自 ）	平成31年4月1日
履 行 期 間 （ 至 ）	令和2年3月31日
備 考	

備考

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。